

議案第122号

京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例等の一部改正について

京丹後市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山泰

提案理由

国の令和6年の人事院勧告による給与改定に準拠して、派遣に係る職員等へ地域手当を支給等するため、所要の改正を行うものである。